

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動） 人権啓発推進僧侶研修会開催要項

1. 趣 旨

宗門では、2012年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下、「実践運動」＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果と課題を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

振り返りますと1983年の差別墓碑・差別法名・過去帳の調査によって、過去帳の差別記載が明らかとなり、教団全体の取り組みとして1992年4月から「基幹運動推進僧侶研修会」が実施されました。以降、宗門の組織機構の変更に伴い、名称は変えながらも2017年で25年を迎えました。

また、2012年の安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」によって、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する取り組みの必要性が改めて確認されました。このたび、この課題に取り組んでいただくための参考資料として『み教えと差別の現実』を作成いたしました。この冊子を活用した研修会の開催が望まれます。

専如門主は、ご親教『念仏者の生き方』において「仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方をご教示くださいました。

ご親教のお心を体して、「実践運動」総合基本計画には、「現代社会は、人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません」と現代の苦悩に向き合いつつ、御同朋の社会をめざしていく有りようが示されています。

2019年度は「『念仏者の生き方』に学び、行動する」を宗務の基本方針とし、注力項目の一つに「宗門として取り組むべき諸課題の学びと対応」を掲げています。

本研修会は、「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、宗務の基本方針を踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思えます。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研修課題

① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。

② み教えと差別の現実について

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて経典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、梅陀羅 等）

③ 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

＜参考例＞

(1) 同和問題（部落差別解消推進法）	(2) 外国人差別（ヘイトスピーチ解消法）
(3) 障害者問題（障害者差別解消法）	(4) ハンセン病問題
(5) 性的マイノリティ	(6) 災害と人権

3. 開催期間

2019年度内の開催とします。(出来るだけ年内に開催ください)

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院）・その他

5. 開催方法

- (1) 年度当初に、教区と組で協議・相談のうえ、課題①～③の順序を決めて数年のスパンも視野に入れて極力すべての課題にわたって取り組んでください。
- (2) 研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。
(但し、地域的な諸事情を考慮し2組、3組と合同で開催することも可能です。)
- (3) 全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

[1] 教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題②をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

[2] 一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・②の研修を行う場合】

- ・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

〔同和教育振興会負担経費(交通費)には予算の上限があるため、希望の際は早めに教務所を通じて社会部<人権問題担当>宛、ご連絡ください。〕

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- (1) 別紙申請書<様式④>（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。
- (2) 原則として、開催日の2カ月前迄に申請を行うものとします。
- (3) 都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4) 研修会開催日から1カ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を同和教育振興会宛提出ください。

[3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題③の研修を行う場合】

- ・「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会」とする場合は研修課題③の「人権・差別問題」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。
- ・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます（別様式）。<派遣経費は宗派負担>
- ・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。
- ・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～③いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組に対して3万円を助成します。
- (3) 教務所へ報告書が提出された後に宗派に申請します。
研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

- (1) 宗派への事務手続きの都合上、開催日の1カ月以内に教務所へ「報告書(様式③)」を2部提出ください。
- (2) 教務所にて「報告書(様式③)」に受付日・確認印押印後、控えとして1部返却いたします。
- (3) 特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。
- (4) 研修会のレジュメ等、提供可能な資料教材がある場合は提出(2部)ください。
- (5) 報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。
- (6) 開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用のこと。

<注意事項>

※開催日より2カ月を超えて報告書が提出された場合は、助成金は交付されない。

10. 研修資料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
- (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
- (4) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
- (5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
- (6) 「部落差別 現実からの出発」（大阪教区発行）
- (7) 2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号
2017年宗報6月号、9月号、11・12月号、2018年2月号
2018年宗報6月号、9月号、11・12月号、2019年2月号
（研修課題③にかかる参考資料）

※上記の(2)(3)(7)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。

11. 添付書類

- (1) 「研修会報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式③>
 - (2) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」 <様式④>
 - (3) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」 <様式⑤>
 - (4) 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」 <別様式>
- ※上記(2)(3)は同和教育振興会宛提出

以 上